

令和5年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和5年9月15日（金曜日） 午後 1時10分開議

- 第 1 認定第 1号 令和4年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 2 認定第 2号 令和4年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 3 認定第 3号 令和4年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 4 認定第 4号 令和4年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 5 認定第 5号 令和4年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 6 認定第 6号 令和4年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 7 認定第 7号 令和4年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 8 認定第 8号 令和4年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 9 発議第 2号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）
- 第10 発議第 3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）
- 第11 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 蓮尾純一君 | 2番 吉田智一君 |
| 3番 高橋憲一君 | 4番 長谷川克弘君 |
| 5番 宮崎泰宗君 | 6番 細谷久雄君 |
| 7番 西浦岩雄君 | 8番 星川三喜男君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小林生吉君

副町長	遠藤義一君
教育長	相座豊君
総務課総務・行革 担当課長	永田剛君
総務課防災・行政 デジタル化担当課長	市本功一君
総務課参事	小林嘉仁君
総務課住民担当課長	石川章人君
政策経営課長	笹原等君
政策経営課 まちづくり担当課長	野田繁実君
産業課長	平中敏志君
産業課商工労働・ 観光まちづくり 担当課長	矢部智彦君
産業課林務・基盤 整備担当課長	西川明文君
産業課参事兼 農業委員会事務局長	北村哲也君
建設課長	北村正樹君
建設課上下水道 担当課長	後藤晃昭君
保健福祉課長	土屋順一君
保健福祉課 保健担当課長	相馬正志君
保健福祉課参事	齋藤康浩君
保健福祉課主幹	西巻俊英君
保健福祉課主幹	五十嵐弘将君
教育次長	小林美幸君
国保病院事務長	西村智広君
会計管理者	長尾享君
認定こども園園長	大島朗君
代表監査委員	代蔵恵三君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	今野真二君
--------	-------

◎開議の宣告

○議長（星川三喜男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、議事日程第2号のとおりです。

（午後 1時10分）

◎認定第1号～認定第8号

○議長（星川三喜男君） 日程第1、認定第1号 令和4年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第8、認定第8号 令和4年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件まで一括議題とします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

宮崎さん。

○決算審査特別委員長（宮崎泰宗君） 令和4年度中頓別町各会計決算審査を行いましたので、私のほうからその結果をご報告申し上げます。

審査結果につきましては、お手元に配付した委員会審査報告書のとおりでございますが、読み上げて報告いたします。

令和5年9月15日、中頓別町議会議長、星川三喜男様。

決算審査特別委員会委員長、宮崎泰宗。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

認定第1号 令和4年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定については認定であります。認定第2号 令和4年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定については認定であります。認定第3号 令和4年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定であります。認定第4号 令和4年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定については認定であります。認定第5号 令和4年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定であります。認定第6号 令和4年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定であります。認定第7号 令和4年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定であります。認定第8号 令和4年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については認定であります。

なお、審査結果に対し意見が付されておりますので、読み上げてご報告いたします。

審査意見、1点目として、本決算に対して監査委員から指摘を受けている4項目、町税等の収入未済額の増加、高額な予算の流用、第8期総合計画から中頓別学園事業など高額な事業において随意契約を行っている根拠、歳出予算における目的別経費や所管事業の分かりづらさという点についてそれぞれに適切な執行や解消を求める。

2点目、介護医療院の運営に関して本決算書や説明資料等の中では予算の執行状況や運

営の実態が現状では不透明であるので、介護医療院部分の運営状況が分かる資料の提出や説明を求める。

3点目、町提出の決算書や説明資料では、事務事業の効果等が明確になっていないことから、執行率以上に費用対効果や事業成果を具体的に示す事業評価を求める。

以上をもって審査報告といたします。

○議長（星川三喜男君） 報告が終わりましたので、一括して質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

それでは、認定第1号 令和4年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第1号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和4年度中頓別町一般会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。

認定第2号 令和4年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第2号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号 令和4年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第3号 令和4年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第3号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号 令和4年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。

認定第4号 令和4年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第4号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号 令和4年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。

認定第5号 令和4年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第5号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号 令和4年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第6号 令和4年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第6号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 令和4年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。

認定第7号 令和4年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。
認定第7号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第7号 令和4年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第8号 令和4年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。
認定第8号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第8号 令和4年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分
再開 午後 1時36分

○議長（星川三喜男君） それでは、休憩前に戻り会議を再開いたします。

◎発議第2号

○議長（星川三喜男君） 日程第9、発議第2号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田さん。

○2番（吉田智一君） それでは、発議第2号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）につきまして、朗読をもって提案したいと思います。

発議第2号。

令和5年9月15日、中頓別町議会議長、星川三喜男様。

提出者、中頓別町議会議員、吉田智一。賛成者、中頓別町議会議員、西浦岩雄。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出しま

す。

裏面に行きます。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊の課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷の本町においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の骨幹を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況も踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。
- 3 橋梁等の老朽化対策を推進し予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。
- 4 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。
- 5 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制

の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月15日、北海道中頓別町議会議長、星川三喜男。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上です。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第2号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長（星川三喜男君） 日程第10、発議第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書について発議をさせていただきます。お手元の意見書案を御覧ください。

発議第3号。

令和5年9月15日、中頓別町議会議長、星川三喜男様。

提出者、中頓別町議会議員、蓮尾純一。賛成者、中頓別町議会議員、長谷川克弘。

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

裏面をご参照ください。

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油に設けられている免税制度が、令和3年3月末で廃止される予定となっていました。索道事業者等

からの強い要望により3年間延長措置が認められ、令和6年3月末での適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

当町内のスキー場におきましても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業への経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和5年9月15日、北海道中頓別町議会議長、星川三喜男。

提出先としまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。

以上となります。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（星川三喜男君） 日程第11、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件については、議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会の各委員長から、お手元に配付したとおり申出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長申出のとおり決定しました。

◎議案の文言整理について

○議長（星川三喜男君） お諮りします。

このたびの定例会で議決された議案について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理は議長に一任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（星川三喜男君） 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第3回定例会を閉会といたします。

（午後 1時50分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員